

全国農村振興技術連盟誌「農村振興」を教材とする CPD 記録認定の代理申請に関する合意書

公益社団法人農業農村工学会と全国農村振興技術連盟は、農業農村工学技術者の一層の技術力向上のため農業農村工学会が定める「農業農村工学に係わる技術者の倫理規程」に則り、2024年度の CPD 記録より全国農村振興技術連盟誌「農村振興」を教材とした CPD 記録認定の代理申請を実施する。なお本合意は、別途定める実施方針に基づき、当該年度の1月末日までに両者のいずれかから変更等の申し出がない限り、次年度も合意が継続するものとする。

2024年2月28日



公益社団法人 農業農村工学会

会長 平 松 知 昭

全国農村振興技術連盟

委員長 興 田 透

全国農村振興技術連盟誌「農村振興」を教材とする CPD 記録認定の代理申請に関する実施方針

公益社団法人農業農村工学会（以下「学会」）と全国農村振興技術連盟（以下「技術連盟」）は、以下の実施方針に基づき、2024年度の CPD 記録より、全国農村振興技術連盟誌「農村振興」を教材とした CPD 記録認定の代理申請を実施する。

—実施方針—

1. 代理申請の運用方針

- ①「農村振興」を教材とする自己学習記録の認定申請は技術連盟の代理申請に限ることとし、個人による直接申請は受け付けない。
- ②技術連盟会員に対する制度や手続きの案内は技術連盟が行う。
- ③代理申請を希望する CPD 個人登録者かつ技術連盟の会員（以下「代理申請依頼者」）は、「農村振興」を教材として 20 時間以上の自己学習をした旨を記載した代理申請依頼書（様式は技術連盟が定める。）を当該年度の末日までに同連盟に提出する。
- ④技術連盟は、代理申請依頼者を取りまとめ、翌年度の 5 月末日までに学会に提出する。代理申請依頼者に対する申請済みの通知は同連盟が行う。
- ⑤代理申請による認定 CPD は、「x2:その他の自己学習」の形態、「A5:農業・農村の動向、農業農村整備の動向」の分野で 10cpd とし、当該年度（4 月～3 月）の実績として付与する。なお、当該年度内に CPD 登録の解除や休止などにより CPD 個人登録者の資格を喪失した場合は、代理申請を依頼済みであっても認定 CPD は付与されない。
- ⑥運用にあたって、この方針に定めのない事項については、その都度、両者で協議する。

2. 運用の開始と継続

- ①この合意に基づき、2024 年 4 月 1 日から運用を開始する。
- ②2025 年度以降は、同年 1 月末日までに両者のいずれかから変更等の申し出がない限り次年度も合意が継続するものとする。

2024年2月28日

東京都港区新橋5-34-4
公益社団法人 農業農村工学会

継続教育部長

花塚 賀央

東京都港区新橋5-34-4
全国農村振興技術連盟

企画部長

渡邊 和真